



## I. 建物検査について

■お申込は、原則として**新耐震基準に適合している戸建住宅**に限ります（旧耐震物件の場合は、新耐震基準適合書類が必要になります）

■**室内の検査**の内容は次のようになります（約60分程度～建物の状況に応じて変わります）

- ・梁、小屋束等に亀裂がないか、小屋裏に雨漏り跡がないか目視可能な範囲において確認します
- ・漏水確認（壁・天井に漏水跡や亀裂等がないか確認します）
- ・内壁・床の検査（測定器を使い壁・床の傾きがないか確認します）
- ・床下の施工状況および給排水管路の漏水、基礎内部のひび割れ等、蟻害（しろありに食われた跡）を目視可能な範囲において確認します
- ・給排水管路検査（キッチン・洗面・浴室・パイプスペース内等の給水・排水に異常がないか確認します）
- ・給排水設備・電気設備・ガス設備に係る検査（照明動作・給排水動作・ガスレンジ動作等の確認およびヒアリング）

■**屋外の検査**の内容は次のようになります（約30分～60分程度～建物の状況に応じて変わります）

- ・基礎の立ち上がり部にひび割れ、コンクリートの著しい劣化がないか確認します
  - ・蟻道（しろありが通る道）がないかを確認します
- ・鉄筋探査機を使用して鉄筋の有無、ピッチを確認します
- ・小屋裏、軒天・破風等について雨漏り跡、著しい劣化がないか確認します
- ・外壁のひび割れ、そり等がないか確認します
- ・サイディング（パネルを取り付けた外壁）の場合、ジョイント部のシーリングの劣化がないか確認します
- ・水道、ガス、電気メーター周りに異常がないか確認します

■検査実施にあたり、床下点検口・天井点検口が必要です

■床下点検口、天井点検口から目視確認をしますので、検査ができる状態にしておいてください

■椅子、または脚立等、踏み台になるものをお借りすることがあります

## II. シロアリ検査について（30分～40分～建物の状況に応じて変わります）

■床下に入るための点検口が必要になります（床下収納庫など）

## III. 必要書類

	必要書類	備考	提出時期
1	新耐震基準等を満たすことを証する書類 （住宅が1981年6月1日以降に建築確認を受けたものであることが確認できる書類）	・確認済証 ・検査済証 ・建築確認等台帳記載証明書 ・新築住宅に係る建設住宅性能評価書 ・登記事項証明書（住宅金融公庫を抵当権者とする抵当権設定登記がされているもので、抵当権設定登記の原因日付が1983年4月1日以降のもの）	検査日の3日前まで
2	検査申込書	みらいえ書式	検査日の3日前まで
3	かしチェックシート	みらいえ書式	検査日の3日前まで
3	現場地図		検査日の3日前まで
4	平面図（各階）	各階の面積記入がされているか確認ください。 1の書類と図面（現況）に面積相違がある場合は適合にならない場合があります。相違理由をご確認の上担当者にご相談下さい	検査日の3日前まで
5	その他図面（立面図・矩計図等）	必須ではありませんが、ある場合は提出下さい	検査日の3日前まで

\* 不明点は担当者にご相談ください